

## 付 議 第 2 号

### 高知県立学校の管理運営に関する規則 の一部を改正する規則議案

高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和 35 年高知県教育委員会規則第 8 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県立学校の管理運営に関する規則の  
一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2号の規定により教育委員会の職務権限とされる学校の施設設備等の財産の管理について、高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）の例によることを定めようとするものである。

2 改正の内容

（1）学校の施設設備等の管理のルールについて、高知県財産規則の例によることを明確に規定する。

（2）文言の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
-----

高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月 日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「損傷又は亡失した」を「損傷し、又は亡失した」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、学校の施設設備等の管理は、高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）の規定の例により行うものとする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

新	旧	対
高知県立学校の管理運営に関する規則(抜粋)		
第4章 施設設備等の管理 (施設設備等の管理)		
第15条 校長は、学校の施設設備等を常に良好な状態に保持するよう努めなければならない。		
2 校長は、学校の施設設備等が <u>損傷し、又は亡失した場合は、速やかに、教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。</u>		
3 <u>前2項に定めるもののほか、学校の施設設備等の管理は、高知県財産規則(昭和39年高知県規則第19号)の規定の例により行うものとする。</u>		
4 略		

新	旧	照
高知県立学校の管理運営に関する規則(抜粋)		
第4章 施設設備等の管理 (施設設備等の管理)		
第15条 校長は、学校の施設設備等を常に良好な状態に保持するよう努めなければならない。		
2 校長は、学校の施設設備等が <u>損傷又は亡失した場合は、速やかに、教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。</u>		
3 略		

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第 23 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

2 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

(長の職務権限)

第 24 条 地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

3 教育財産を取得し、及び処分すること。

## 高知県財産規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、他の法令で定めるもののほか、県の公有財産、物品、債権及び基金(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)に基づき公営企業管理者の管理する財産を除く。以下「県の財産」という。)に関する事務の取扱いについて定めるものとする。

(行政財産の取得及び管理の補助機関)

第 6 条 行政財産の取得及び管理(教育財産の管理を除く。)の補助機関は、次に定める者とする。

(3) 教育委員会の用に供するものにあつては、教育長

\* 教育財産の管理は教育委員会の専権事項であるため、除外されている。

事務内容	教育財産の取得 教育財産以外の財産の取得・ 管理	教育財産の管理
原権限	知事	教育委員会
処理権限	高知県財産規則第 6 条第 3 号により、教育長が知事の補助機関として執行	教育委員会の専権事項 (高知県教育委員会事務委任規則により教育長に委任)
管理の ルール	高知県財産規則が直接適用される。	なし。実務は高知県財産規則の例によっている。 → 今回はこの部分を規定

県立学校：高知県立学校の管理運営に関する規則を改正

教育機関：高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程を改正